（推薦者が日本学士院会員である場合）

推　薦　者
日本学士院会員（第○部第○分科所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　杉村　　隆　殿

（推薦者が日本学術会議会員である場合）

推　薦　者
日本学術会議会員（第○部所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　杉村　　隆　殿

日本学士院会員選定規則（抄）

（候補者の推薦）

第３条　日本学士院会員候補者の推薦をなし得る者は次のとおりとする。

⑴　学術機関（大学の各学部及び研究所を含む。）及び学会（学術機関及び学会を以下「学術団体」という。）

⑵　日本学士院会員

⑶　日本学術会議会員

２　前項の推薦資格者は、各学術団体又は各個人ごとに候補者１名を推薦することができる。

３　日本学士院会員と日本学術会議会員との２つの資格を有する者が候補者を推薦する場合には、日本学士院会員の資格をもってこれを行うものとする。

４　日本学士院会員は、その所属する分科の候補者に限り推薦することができる。

５　日本学術会議会員は、その所属する部に相当する分科の候補者に限り推薦することができる。

６　推薦者は、次の事項を記載した推薦書を、日本学士院長に提出しなければならない。

⑴　被推薦者の氏名、本籍（都道府県名のみ記す。）及び住所

⑵　所属すべき分科

⑶　履歴（概要でよい。）

⑷　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）

⑸　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

７　推薦書は、別記の書式により、推薦者（学術団体の場合にはその代表者とし、その代表者の団体における地位、役名等を記す。）の署名を必要とする。

８　推薦には本人の承諾を必要としない。但し、本人はこれを辞退することができる。

９　推薦書は、あらかじめ公示された提出期間内に、日本学士院事務室あてに送付しなければならない。

10　郵送による推薦書が期間経過後に到達したときは、郵便官署の日附印により、期間内の発信を確認し得る場合に限り、期間内に提出されたものとみなす。

11　推薦書が期間経過後に提出された場合には、これを受理しない。推薦書がいちじるしく要件を欠くときも同様である。

12　提出した推薦書に不備があるときは、推薦者はこれを補正しなければならない。

13　選考委員会が、補正を条件として推薦書を受理した場合において、委員会の定める期間内に補正しないときは、その受理を無効とする。

（被推薦者）

第４条　推薦される候補者は、学術上功績顕著な科学者でなければならない。その資格の判定は選考委員会の審査による。

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、徳島労働局の関係労働者を代表する者赤松邦博の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年１月 10 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、徳島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年１月24日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　徳島労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月十日

中国経済産業局長　若井　英二

一　件名　米子瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月五日　午後二時から

三　場所　米子市文化ホール　研修室１（鳥取県米子市末広町二九三番地）

四　事案の要旨

１　延滞利息制度の導入に係る一般ガス供給約款の変更

２　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び米子瓦斯株式会社（鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一〇〇番地）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「米子瓦斯関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月二十二日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（郵便番号七三〇―八五三二　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。